調達要求番号：６ＫＸＦ１ＡＣ００１２

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
技術援助 （電波デコイ検証）		研－１２	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　８年１０月２３日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	システム通信・サイバー学校研究部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊システム通信・サイバー学校において実施する技術援助役務（以下，“技術援助”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２によるほか，次による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９　陸上自衛隊ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b)　**法令等**

特定秘密の保護に関する訓令（平成２６年防衛省訓令第６４号）
秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）
防衛省の情報保証に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１６０号）

2　技術援助に関する要求

2.1　技術援助対象装備品等名，期間・場所，人員・作業内容等

技術援助対象装備品等名，期間・場所，技術援助人員，官側被技術援助人員及び作業内容等は，調達要領指定書によって指定する。

2.2　技術援助の実施

契約の相手方は，部隊等の検査・監督官の指示を受け，技術援助を実施するものとする。

2.3　技術援助の内容

技術援助の内容は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，次による。

a)　**技術指導**

1)　操作，点検，試験，計測及び故障探求・修理の技術指導
2)　その他の技術的事項に関する指導

b)　**技術支援**

1)　操作，点検，試験，計測及び故障探求・修理の技術支援
2)　その他の技術的事項に関する支援

2.4　指定場所以外への派遣

契約の相手方は，指定場所以外に派遣の必要が生じた場合は，契約担当官等に申し出て指示を受けるものとする。

2.5　要求する能力と体制

2.5.1　能力に関する要求

能力に関する要求は，契約の相手方にとって，会社として必須な能力及び技術援助役務において技術援助役務従事者に必要とされる能力は次によるものとする。

a)　**契約の相手方に必須な能力**

技術援助対象者の資格は，対象装備品等に関する技術援助を実施するに必要な専門的技能を有するものとする。

2.5.2　体制に関する要求

官側業務を適時的確に支援するため，官側の要請に対応できる体制をとるものとする。

2.6　作業記録等

契約の相手方は，作業記録票（役務完了調書）に所要事項を記入し，検査・監督官の承認を受けるとともに，検査官を経て契約担当官等に提出するものとする。

3　品質保証

3.1　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

3.2　その他

修理を実施した部位・部品について，本来の性能等が低下してはならない。

4　その他の指示

4.1　契約不適合

契約の相手方は，契約不適合に該当する事項の発生が予期される場合は，契約担当官に申し出るものとする。

4.2　秘密保全

契約の相手方は，特定秘密の保護に関する訓令（平成２６年防衛省訓令第６４号）及び秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）（以下，“訓令等”という。）に基づく立入禁止区域に立入る場合は，訓令等に基づき許可を受けて立入るものとする。また，業務の実施に際して直接，間接を問わず見聞きした秘密に関する事項については，訓令等に基づき秘密の保全を行うものとする。

4.3　官の設備等の使用

官の設備等を使用する場合は，当該実施場所の許可権者の許可を得て，官の設備を使用するものとする。なお，契約の相手方が技術援助のための当該駐屯地等への入出手続きなどについては，当該駐屯地の定めるところによる。

4.4　提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表１**による。

表１－提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期	備考
1	作業記録表（役務完了調書）	a）	a）	各日の作業終了後速やかに	－
注a）部数及び提出先について，調達要領指定書によって指定する。					

4.5 **その他の必要事項**

その他の必要事項については，調達要領指定書によって示すものとする。

4.6 **仕様書に関する疑義**

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	６ＫＸＦ１ＡＣ００１２
	調達要求年月日	令和　８年１０月２８日
	作成部課	陸上自衛隊システム通信・サイバー学校研究部
	作成年月	令和　８年１０月２８日
品名	技術援助役務（電波デコイ検証）	
仕様書番号	研－１２	

指定事項：

2.1　技術援助対象装備品等名，期間・場所，人員，作業内容等は，次による。

a)　**技術援助対象装備品等**

電波デコイ（山川電波科学研究所製）

b)　**技術援助の期間，場所**

技術援助の期間，場所は，**表１**による。

表１－期間，場所

期間	令和８年１１月２４日（火）から１１月２７日（金）まで
場所	三宿駐屯地（細部は，監督官が別途示すものとする。）

注記

a）上記期間を検証期間とし，令和９年２月２８日までの間，検証成果の分析，資料提供に対応するものとする。細部は，監督官が別途示すものとする。

b）１日の作業は７．７５時間とする。ただし監督官が別途示した場合は，それに従うものとする。

c)　**技術援助人員**

２名（基準）

d)　**官側被技術援助人員**

５名（基準）

e)　**作業内容**

1)　検証における電波デコイの操作支援，計測・測定支援及び助言

2)　検証結果の分析支援，資料提供

4.4　**提出書類**

部数：２部、提出先：研究部研究科監督官（新村３佐）